平成２９年（フ）第９０号
石川県小松市下牧町１丁目７番地
債務者　中村　絹江
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第９１号
石川県小松市瀬領町ヨ288番地　障害者支援施設小松陽光苑、住民票上の住所石川県小松市下牧町１丁目７番地　中村方
債務者　荒井　徹朗
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第９６０号
京都府宇治市小倉町老ノ木15番地　ウアクエレ１Ｂ
債務者　北川　裕隆
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９６１号
京都府宇治市小倉町老ノ木15番地　ウアクエレ１Ｂ
債務者　北川加奈子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５７号
京都市伏見区醍醐外山街道町７番地の72
債務者　山本タクシーこと　山本　　進
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
佐賀県鳥栖市桜ヶ丘町2466番地111
債務者　大曲しず子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東２番１号　町営住宅53棟13号
債務者　上田　直美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１５０号
宮城県大崎市古川駅前大通５丁目２－12　セジュールふようＡ棟102、住民票上の住所宮城県黒川郡大郷町粕川字上畠47番地
債務者　竹下　仁美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第７号
福島県郡山市安積町荒井字大久保82番地の２
債務者　田邉美佳子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘12番201号
債務者　田村　政美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
佐賀県三養基郡基山町けやき台４丁目５番地４
債務者　徳永　龍平
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
佐賀県鳥栖市弥生が丘５丁目232番地　ヒルトピアＦ　Ｂ－１
債務者　坂田　　舞
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１００２号
神戸市灘区箕岡通３丁目３番25号　201
債務者　坂下雅理枝
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００６号
神戸市北区北五葉７丁目１番９－505号
債務者　田中　信廣
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１０号
神戸市東灘区住吉山手７丁目２番１－402号、従前の住所神戸市東灘区鴨子ケ原１丁目４番15－722号
債務者　今井　有子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２７号
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１－103号
債務者　一法師喜代
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
神戸市灘区灘南通３丁目３番14号サンパレス六甲南301
債務者　村上　隆人
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部